

指定管理者募集要項

運動公園

都市公園や緑地は、地域の子供たちが遊び集う街区公園、近隣住民の憩いや散策・スポーツの場など多様に利用されている近隣公園・地区公園、自然林など緑を保全し、良好な都市環境を提供している都市緑地など、さまざまな形でうおいのある市民生活の場となっています。

そのなかで運動施設を有する都市公園は、市民のスポーツの場として利用されているほか、自然環境保全エリアや多目的広場など、公園ごとに様々な特色があり、多くの市民に親しまれています。

このような公園の管理運営を効率的に行い、広く市民に体育活動の機会を提供するとともに、安全で衛生的な公園とするため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項及び八王子市都市公園条例(昭和 38 年 7 月 10 日条例第 24 号)第 19 条の規定により、管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

I. 対象となる施設の概要

1. 対象となる公園

公園番号	公園名	所在地	面積
118	北野公園	北野町 585-1	24,690 m ²
166	大平公園	南大沢三丁目 11	34,565 m ²
176	大塚公園	松が谷 66	68,456 m ²
190	久保山公園	久保山町二丁目 48	33,500 m ²
227	内裏谷戸公園	南大沢五丁目 24	28,606 m ²
298	別所公園	別所二丁目 33-2	28,481 m ²
471	松木公園	別所一丁目 56-2	20,684 m ²
482	殿入中央公園	館町 2428	43,428 m ²
8 公園			計 282,410 m ²

2. 主な施設

(1) 有料運動施設

野球場、テニスコート

(2) 広場

多目的広場、芝生広場、遊具広場

(3) その他

管理事務所、駐車場、トイレ、池

II. 指定期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで (5 年間)

Ⅲ. 指定管理者の業務内容

指定管理者の業務内容は以下のとおりです。

1. 管理運営業務

- (1) 公園の運営に関する業務
- (2) 公園の維持管理に関する業務
- (3) 運動施設の運営及び維持に関する業務
- (4) 施設修繕、物品の管理に関する業務
- (5) その他の事務事業

2. 自主事業

自主事業とは、要求水準書に記載のない事業について、指定管理者が利用者サービスの向上を図ることを目的として、自主採算により自らのノウハウを活かして行う事業のことをいいます。

(1) 業務の範囲

指定管理業務を妨げない範囲

(2) 市の承認

自主事業の実施にあたっては事前に市の承認が必要です。

(3) 協定書への記載

協定書には記載しません。

(4) 自主事業の収支

(ア) 自主事業に係る経費は受益者若しくは指定管理者の負担とし、市が支払う指定管理料は使用できません。

(イ) 自主事業により生じる収入は指定管理者の収入とします。

(ウ) 自主事業についての収支計画書及び報告書を作成してください。

Ⅳ. 第三者への業務委託

指定管理者は、指定管理者の業務を自ら行いますが、以下の業務については市の承諾を受けたいえで第三者に委託することができます。その場合、「東京都暴力団排除条例」及び「八王子市暴力団排除条例」を遵守させるとともに、市内業者に優先的に委託することを条件とします。

1. 施設及び付帯設備の清掃
2. 遊具等公園施設の保守点検
3. 消防設備、電気設備等の保守点検
4. 施設の警備
5. 管理業務を実施する上で発生する廃棄物の処理
6. 従業員の健康管理業務
7. 池等の浚渫作業
8. その他専門性を要する業務

V. 管理運営方針

1. 基本方針

公園の設置主旨や特徴、利用形態を十分に把握し、利用者が安全で安心して利用できるような管理運営に努める。

2. 指定期間内の目標

- (1) 運動施設については、独自の創意工夫を発揮することによって利用増進を図る。
- (2) 樹林地等については、貴重な自然を永続的な視点で保全する。
- (3) 運動施設や自然環境、動植物などに関する専門的知識をもって、柔軟な公園の管理運営を展開する。
- (4) 公園で活動する公園アドプト団体やボランティアとの協働について、積極的に取り組む。
- (5) 町会・自治会等の地元団体との関わりを親密にし、地域の声を管理運営に反映させる。

VI. 指定管理業務にかかる経費

指定管理者は、施設の管理運営業務の実施に必要な経費を、市が支払う指定管理料によって賄うものとします。

この経費は、運動施設の管理運営に関する経費（以下、「運動施設費」という。）と運動施設を除く公園施設の管理運営に関する経費（以下、「公園施設費」という。）に分類されます。

同様に、市が支払う指定管理料についても公園施設費充当分と運動施設費充当分に分類されます。

指定管理料については、事業計画書において提示のあった金額をふまえ、年度ごとに市の予算の範囲内で指定管理者と協議を行ない、協定を締結します。

ただし、指定管理料のうち、市が概算払いで支払う精算対象項目に関する経費に充当する額（以下、「概算払い分」という。）は、年度ごとに市が定めるため、事業計画書に計上する必要はありません。

VII. 概算払い分を除く指定管理料の上限額

各年度の概算払い分を除く指定管理料上限額（税抜き）は以下のとおりです。上限額を超える事業計画を提案することはできません。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	期間合計
運動施設費	59,927 千円	60,550 千円	61,183 千円	61,830 千円	62,489 千円	305,979 千円
公園施設費	46,614 千円	46,614 千円	46,614 千円	46,614 千円	46,614 千円	233,070 千円
合計	106,541 千円	107,164 千円	107,797 千円	108,444 千円	109,103 千円	539,049 千円

VIII. 指定管理料の支払い方法

支払いについては前金払いとし、市の会計期間を基準として四半期ごとに収支計画に基づき支払います。

なお、概算払い分については年度末に一括して精算します。その際、執行額が概算払い額を下回る場合、指定管理者はその残額を市に返還するものとし、上回る場合、市は指定管理料を追加しな

いものとします。

IX. 精算対象項目

精算対象項目は、以下のとおりです。

- (1) 公園又は公園施設の工事若しくは修繕における直接工事費及び間接工事費に該当するもの
- (2) 公園又は公園施設の工事若しくは修繕に係わる調査委託
- (3) 消耗品を除く公園又は公園施設に付属する物品の購入
- (4) 公園又は公園施設に付属する物品の修繕
- (5) 市に帰属する備品の購入

X. 応募資格

1. 応募者は、八王子市内に事業所を置く法人またはその他の団体とします。

この場合の「事業所」とは、本店（本社）だけではなく、支店（支社）を含みます。ただし、支店（支社）の場合は以下の要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 支店（支社）に契約権限が委任されていること
- (2) 支店（支社）に常駐職員が配置されており、常時業務活動を行っていること
- (3) 支店（支社）に八王子市への法人市民税納付実績があること

2. 複数の企業等が、共同事業体を構成して応募することもできます。

この場合は、次の通り扱います。

- (1) 共同事業体の代表団体が八王子市内に事業所を置いていることが必要となります。
- (2) 共同事業体の構成団体に一者以上の市内に本店（本社）の法人登記をしている業者が含まれていることが必要となります。
- (3) 申請時には、共同事業体結成の協定書（写）を提出してください。
- (4) 協定書で代表団体を定め、指定手続き等にかかる権限をその代表者に委任し、代表者が申請してください。
- (5) 共同事業体の構成団体は、重ねて単独の団体として、または他の共同事業体の構成団体として同一施設の指定管理者に応募することができません。
- (6) 共同事業体の名称は、市民にとって親しみやすく覚えやすいもの、かつ他の指定管理者や応募者と混同しないような独自性の強いものを使用してください。これらの条件を満たしていない場合、別途通称名を使用していただくことがあります。

3. 次のいずれかに該当する団体（共同事業体の場合は構成団体も含む）は、応募することができません。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号（一般競争入札の参加の資格）の規定に該当するもの
- (2) 市から指名停止措置を受けているもの
- (3) 市民税、法人税、消費税等、税を滞納しているもの

- (4) 会社更生法、民事再生法等により更生又は再生手続きを開始している法人
- (5) 地方自治法第 92 条の 2(議員の兼業禁止)、第 142 条(長の兼業禁止)、第 166 条(副市長の兼業禁止)及び第 180 条の 5(委員会の委員及び委員の兼業禁止)に該当するもの。ただし、地方自治法施行令第 122 条及び第 133 条(長が取締役等を兼ねることができる市の出資比率が 2 分の 1 を超える法人)を除く。
- (6) 指定管理者になろうとする法人またはその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に掲げる暴力団または暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体

※上記(6)に掲げる欠格条項の確認のため警視庁へ氏名、フリガナ、住所、生年月日、性別の情報を提供することについて、応募団体(共同事業体の場合は代表団体及び全ての構成団体)の全役員に同意していただきます。

X I . 応募方法

1. 募集要項等の配付

- (1) 期間 平成 29 年 6 月 26 日(月)から平成 29 年 7 月 3 日(月)まで
ただし、土曜日、日曜日を除きます。
- (2) 時間 午前 9 時 30 分から午後 4 時まで
- (3) 配布場所 八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号(〒192-8501)
八王子市役所 公園課(本庁舎 5 階)
電話 : 042 (620) 7269
FAX : 042 (626) 3533
Eメール:b132100@city.hachioji.tokyo.jp
- (4) その他 募集要項配付時には受領者の団体名、担当者名、電話番号、FAX 番号、Eメール(必須)を受領証に記載していただきます。

2. 応募書類

応募書類は、原則 A4 用紙(必要に応じて A3 用紙)を使用し、1 冊のファイル(2 穴ファイル等)に綴じた状態で、正本 1 部及び写し 9 部を提出してください。ただし、(7)については写しを必要としません。

- (1) 指定管理者指定申請書(様式あり)
- (2) 事業計画書(様式あり)
- (3) 団体の概要
- (4) 定款、寄付行為、規約またはこれらに類するもの
- (5) 法人登記事項証明書(法人の場合)
- (6) 役員名簿((5)に記載のある場合は省略可)
- (7) 表明・確約書(様式あり)
 - (ア) 団体用(共同事業体の場合は全ての構成団体)

- (イ) 共同事業体用（共同事業体の場合のみ）
 - (ウ) 団体役員用（共同事業体の構成団体を含む全ての役員）
 - (8) 納税証明書（市民税・法人税・消費税）
 - (9) 財務諸表（損益計算書・貸借対照表等） 直近2ヵ年分
 - (10) 団体の活動実績
 - (11) 共同事業体結成の協定書の写し（共同事業体応募の場合）
- ※応募者が共同事業体の場合は、上記（3）から（10）までの書類については、全ての構成団体からの提出が必要となります。

3. 提出書類の著作権

応募者の提出する書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属します。なお、選考に必要な場合など、その他本市が必要と認めるときは、本市は提出書類の全部又は一部を無償で複製できるものとします。

4. 運動施設見学会

- (1) 指定管理者応募予定者を対象に、事前申込制で運動施設見学会を実施します。
 - 期 日：平成29年7月10日（月）
 - 時 間：午前9時00分から正午まで
 - 参加人数：1団体につき3名以内
 - 対象施設：北野公園野球場、松木公園テニスコート
- (2) 運動施設見学会の参加申込方法は次のとおりです。
 - (ア) 平成29年7月5日（水）午前9時から平成29年7月6日（木）午後5時までの間に、「運動施設見学会参加申込書」をEメールで提出してください。
 - (イ) Eメール送付先アドレス
b320800@city.hachioji.tokyo.jp
 - (ウ) 所定の方法以外での申し込みは受け付けません。
 - (エ) Eメールは件名を「運動公園運動施設見学会参加申込書」としてください。
 - (オ) 平成29年7月7日（金）までに当該Eメール到着の確認に関する返信がない場合には、必ず電話で受信確認をしてください。
 - (カ) 申し込み先
 - 所 管：生涯学習スポーツ部 スポーツ施設管理課
 - 電 話：042-622-6720
 - Eメール：b320800@city.hachioji.tokyo.jp
- (3) 当日の注意事項は次のとおりです。
 - (ア) 見学開始時及び終了時に受付をしてください。見学終了の受付は、時間厳守でお願いいたします。
 - (イ) 説明員はいませんのでご注意ください。また、公園管理人等への質問はご遠慮ください。

(ウ) 時間内に見学できるよう、計画的に見学を実施してください。

5. 応募の受付

- (1) 期間 平成 29 年 7 月 27 日(木)から平成 29 年 7 月 31 日 (月) まで
ただし、土曜日、日曜日を除く
- (2) 時間 午前 9 時 30 分から午後 4 時まで
- (3) 提出方法 直接持参すること
- (4) 提出先 八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号
八王子市役所本庁舎 5 階 公園課

6. 募集要項に関する質問

募集要項の内容に関する質問を受け付けます。

- (1) 質問を希望する団体は、平成 29 年 7 月 4 日 (火) から平成 29 年 7 月 7 日 (金) の午後 5 時 15 分までに質問書を Eメールで送付してください。
- (2) 質問は、所定の様式に記入して提出してください。電話など口頭での質問は受け付けません。
- (3) Eメールは件名を「運動公園指定管理者質問書」とし、平成 29 年 7 月 10 日 (月) までに当該 Eメール到着の確認に関する返信がない場合には、必ず電話で受信確認をしてください。
- (4) 質問内容及び質問に対する回答を集約し、平成 29 年 7 月 14 日 (金) までに市ホームページに回答を掲載します。質問が全くない場合でも、その旨を掲載します。

7. その他

- (1) 応募書類の提出期間は厳守してください。また、提出期間後における応募書類の変更及び追加は認めません。ただし、本市から指示した場合はこの限りではありません。
- (2) 応募書類は返却しません。
- (3) 応募経費は応募者の負担とします。
- (4) 応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。
- (5) 本市が提示する募集要項、添付書類・図面等の著作権は、八王子市に帰属します。
- (6) 本市が配付した資料のうち、CDで配付したものについては、平成 29 年 8 月 31 日 (木) までに市に返却してください。また、様式を除くデータのコピー等の複製は禁止します。
- (7) 応募受付後に辞退するときは、その旨を書面にて提出してください。

8. 募集要項等の配付場所及び質問書の送付先

八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号 (〒192-8501)
八王子市役所 (本庁舎 5 階)
所 管：まちなみ整備部 公園課 計画担当
電 話：042 (620) 7269

X II. 指定管理者の選定等

1. 選定の基準

指定管理者の選定は、八王子市都市公園条例で定める選定基準に照らし、次に掲げる事項及び価格評価を総合的に判断して行います。

団体の能力評価	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公園の設置目的にあった理念・運営方針をもっていること (2) 経営基盤が安定しており、施設管理を継続的・安定的に行う能力を有していること (3) 公園又はこれに類する施設における豊富かつ良好な業務実績があり、適切な運営が期待できること (4) 適正かつ実現可能な収支計画であること (5) 管理運営を適切に行うための研修等の人材育成を踏まえた組織体制を有していること (6) 安定した公園管理ができる職員体制及び職場安全衛生管理が適正であること (7) 公園利用者の安全・防犯に関する方策が講じられていること (8) 公園利用者が公平に施設利用ができるよう、配慮されていること (9) 情報公開、個人情報の取り扱い及び情報セキュリティ対策への対応が適切であること (10) 危機管理体制など緊急時の対応に係る方策が講じられていること
提案事業の内容評価	<ul style="list-style-type: none"> (11) 管理運営に意欲をもってあたり、要求水準を満たした事業計画を立てていること (12) 利用者ニーズを把握し、利用者の満足度を高めるための方策が講じられていること (13) 広報活動等、公園の利用促進のための方策が講じられていること (14) 地域や施設特性を踏まえた公園の管理手法が提案されていること (15) 自主事業の企画が優れ、公園の効用を最大限に発揮する提案がされていること (16) 市民協働事業の企画が優れ、公園の効用を最大限に発揮する提案がされていること (17) 苦情要望の受け付け体制等、公園利用者とのトラブルの未然防止について方策が講じられていること (18) 地域経済の振興及び社会貢献に配慮した雇用の創出につながる方策が講じられていること (19) 危機管理における訓練や研修の提案がされていること (20) 公園の現状を把握し、環境に配慮した管理運営や施設の維持補修にかかる方策が講じられていること

2. 選考方法

(1) 資格審査及び一次選考

提出された指定申請書等により参加資格要件に関する資格審査及び一次審査(書類審査及び必要に応じヒアリング)を行います。

応募者数が5者を超える場合は、「一次選考評価表」に基づき評価をし、総得点の高い上

位 5 者を二次選考に付議します。総得点が同点で上位対象者が 5 者を超える場合は、同点として二次選考に付議します。審査にあたって必要と認められる場合は、応募者に出席を求め、応募書類についてヒアリング等を実施し内容の確認を行います。

(2) 二次選考

八王子市都市公園指定管理者候補者選定のための評価会議(以下、「評価会議」という。)を開催し、事業計画書記載事項、添付書類及び応募者の運営能力等について、選定基準に基づく評価を行います。

市長は、評価会議の意見を聴取したうえで指定管理者の候補者を決定します。評価会議では、提出された書類をもとにプレゼンテーションを行っていただきます。プレゼンテーションでの新たな資料配付、プロジェクター等機材の使用はできません。

3. 選考の結果の通知

- (1) 一次選考の結果については、応募者全員に文書により通知します。
- (2) 二次選考の案内については、一次選考の結果、合格となった応募者に文書により通知します。
- (3) 二次選考の結果については、二次選考を受けた応募者に文書により通知します。
- (4) 指定管理者候補者の内定については、指定管理者候補者となった応募者に文書により通知します。
- (5) 指定管理者候補者の次点の内定については、指定管理者候補者の次点者となった応募者に文書により通知します。

4. 協議

- (1) 指定管理者の候補者と細目の協議を行います。
- (2) 協議が不調となった場合は、指定管理者候補者の次点者と協議を行います。
- (3) 協議の内容次第では、事業計画書を修正し再提出していただく場合があります。

5. 決定

指定管理者の決定は、八王子市議会での議決後に行います。

XIII. 協定

管理業務に関する細目について、市と指定管理者の協議のうえ、事業を円滑に実施するために指定期間全体に効力を有する基本的事項を定めた基本協定書と、当該事業年度における事項について定めた年度協定書を締結します。

XIV. 情報提供

1. 指定管理者選考に関する情報の提供

指定管理者選考過程における、応募団体名（共同事業体で応募した場合は、構成団体名を含む）、候補者として選定された団体の選定理由、事業提案の概要、評価及び選定結果については、

原則として市は広く情報提供を行います。

2. 指定管理業務に係る情報提供

協定書及びモニタリングの実施結果の概要等については、原則として市は広く情報提供を行います。(個人情報及び法人に係る事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれると認められるものなど、非開示とするものを除く。)

3. 情報公開請求への対応

指定管理者選考及び指定管理業務に関して応募者又は指定管理者から提出された書類について、八王子市情報公開条例に基づき公開請求があった場合は、条例に定める非公開情報を除き公開します。

XV. 指定の取消し等

指定管理者が、下記のいずれかに該当する場合は、地方自治法第244条の2第11項及び八王子市都市公園条例第22条の規定に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部または一部の停止を命ずることがあります。

- (1) 本業務に関する協定に違反したとき
- (2) 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく指示に従わないとき
- (3) 管理業務を継続することが適当でないと市が認めたとき
- (4) 本業務に関する協定を履行することができないと市が認めたとき
- (5) 条例の改廃、都市公園の廃止等により指定をする必要がなくなったとき
- (6) 会社更生法、民事再生法等により更生又は再生手続きを開始したとき
- (7) 指定管理者又はその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体であることが明らかとなったとき

※上記各項（(5)を除く）については、指定管理者が共同事業体の場合はその構成団体も対象となります。

XVI. モニタリングの実施

指定管理者は、「八王子市指定管理者制度ガイドライン」に基づき市が実施するモニタリングに従うこととします。なお、モニタリングの評価結果は公表します。

XVII. リスク分担

本業務に関するリスク分担は、別表1「リスク分担表」に定めるとおりとします。

XVIII. お問い合わせ先

八王子市元本郷町三丁目24番1号
八王子市役所（本庁舎5階）

まちなみ整備部 公園課 計画担当
電話：042-620-7269

別表 1

リスク分担表

区分	リスクの種類	リスクの内容	甲	乙	甲乙 協議
準備段階	応募手続き	応募費用の負担に関するもの		○	
	募集要項	募集要項（関連資料を含む）の誤りによるもの	○		
	準備手続き	指定期間開始期における準備（引き継ぎ）費用の負担に関するもの		○	
事情変更	法令等の変更	管理運営にかかる法令変更			○
	税制度の変更	消費税率の変更			○
		法人税・法人市民税率の変更		○	
		上記以外で管理運営に影響する税率の変更			○
	物価変動	人件費・物品費等の物価変動に伴う費用負担に関するもの		○	
		著しい物価変動が発生した場合			○
	金利変動	金利変動に伴う費用負担に関するもの		○	
	需要変動	当初の需要見込みと実施結果との差異によるもの		○	
	不可抗力	テロ、暴動、天災等の不可抗力による管理運営の変更・中断等に伴う費用に関するもの			○
		テロ、暴動、天災等の不可抗力による施設・設備の復旧費用に関するもの（合理性が認められる範囲）	○		
業務執行	業務内容の変更	甲の指示により業務内容変更による経費の増加に関するもの	○		
		乙の帰責事由により経費の増加に関するもの		○	
	災害応急活動	甲の要請に基づき乙が協力業務に要した費用に関するもの	○		
	一部委託	乙が甲の承認を得て、業務の一部を委託した場合に生じた損害や経費の増加に伴うもの		○	
	債務不履行	甲の協定内容の不履行に伴うもの	○		
乙の協定内容の不履行に伴うもの			○		

区分	リスクの種類	リスクの内容	甲	乙	甲乙協議
業務執行	第三者賠償（※）	甲に帰責事由があるもの	○		
		乙に帰責事由があるもの		○	
		甲と乙の両者、または被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○
財産管理	施設瑕疵	施設・設備に隠れた瑕疵が発見された場合に関するもの	○		
	施設損壊・損傷・劣化	乙の帰責事由により施設設備などの損壊・損傷・劣化に関するもの		○	
		上記以外の事由により施設設備などの損壊・損傷・劣化に関するもの	○		
	備品等の損傷・損壊・盗難	乙の帰責事由による場合		○	
		上記以外の場合	○		
事業終了	指定の取り消し	乙の帰責事由により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じた場合に関するもの（乙の損害・損失及び乙の甲又は第三者への賠償も含む）		○	
	事業終了・引継ぎ	事業終了時の原状復帰、業務引継ぎに関するもの		○	

本表に定める事項に疑義が生じ、又は本表に定める事項以外の不測の事態が生じた場合は、甲と乙が協議の上、リスク分担を定める。

（※）この場合の「第三者賠償」とは、施設の管理運営において、業務執行又は施設、備品等の不備に起因して、事故等による施設利用者の怪我等や個人情報情報の漏えい、騒音・振動等により第三者に対して不法行為等の損害賠償責任を負う場合のリスクのこと。